平成２２年（フ）第８７号
山口県岩国市錦町広瀬1111番地１
債務者　井上　　誠
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９０号
山口県岩国市周東町下久原441番地１
債務者　吉川　郁夫
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９５号
山口県岩国市牛野谷町３丁目68番11号
債務者　米本　浩子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１００号
山口県柳井市柳井4260番地
債務者　西光　秋雄
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０３号
山口県岩国市旭町３丁目２番42号２
債務者　藤川ゆかり
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４５４号
愛知県西尾市永吉町739番地
債務者　内藤　　寛
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
愛知県高浜市論地町１丁目１番地82
債務者　三原　賢二
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
愛知県高浜市論地町１丁目１番地82
債務者　三原　信行
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
愛知県豊田市明和町１丁目34番地２　フォーブル河合202号
債務者　岩本　清志
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
愛知県岡崎市大西町字奥長入35番地70　第１協栄荘36
債務者　田代ひろみ（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
愛知県岡崎市真伝町字鐘鋳１番地32　フォーブル真伝Ａ―101、旧住所愛知県岡崎市恵田町字東前田33番地８
債務者　福島　寿夫
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
北九州市小倉南区南方３丁目４番23号
債務者　力丸　和枝
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５０号
北九州市若松区浜町１丁目13番３号
債務者　レッツクラブ北九州こと　山下　裕二
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１０号
北九州市小倉南区石田町13番12―202号
債務者　杉元　純子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９０号
北九州市小倉北区神岳２丁目４番37号
債務者　石川　陽子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９２号
北九州市小倉北区熊谷２丁目32番12号
債務者　上田美智男
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４号
岩手県北上市本通り４丁目２番15号
債務者　鱸　　成典
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５８号
岩手県花巻市矢沢第８地割288番地、前住所東京都新宿区新宿６丁目23番15―204号
債務者　渡邉　珠美
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部